# 商品概要説明書

（令和４年10月３日現在）

| | |
|---|---|
| １．商 品 名 | ・ＪＡ加古川南　年金予約金利上乗せ定期貯金「ステップ」 |
| ２．販売対象 | ・満５５歳以上の公的年金等未受給者で、公的年金等を当組合にご指定いただける個人の方。組合員（組合員家族を含む）の方。 |
| ３．期 間 | ・１年 |
| ４．取扱商品 | ・スーパー定期貯金<br>・大口定期貯金<br>・スーパー定期貯金・大口定期貯金とも、元金自動継続（証書式）のみの取扱いとなります。 |
| ５．預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位<br>(4) 預入限度<br>(5) 預入店舗 | <br>・一括預入<br>・１契約につき１０万円以上<br>・１円単位<br>・お一人様１，０００万円まで<br>・将来公的年金等をご指定いただける店舗のみで預入できます。 |
| ６．払戻方法 | ・満期日以後に一括して払い戻します。 |
| ７．利 息<br>(1) 適用金利<br><br>(2) 利払い<br>(3) 計算方法<br>(4) 税　　金<br><br>(5) 金利情報の入手方法 | <br>・預入時、継続時のキャンペーン特別金利を適用します。<br>・預入時の約定利率を満期日まで適用します。<br>・満期日以後に一括して年金受取予定口座に支払います。<br>・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算。<br>・個人のものは２０．３１５％（国税１５．３１５％，地方税５％）の分離課税となります。<br>・金利は店頭の金利表示ボードまたはホームページに表示しています。又は，窓口でお問合せください。 |
| ８．手 数 料 | － |
| ９．付加できる特約事項 | ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 |
| １０．スーパー定期貯金中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は，以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。<br>・６か月未満の場合　　解約日における普通貯金利率<br>・６か月以上１年未満の場合　　約定利率×５０％<br>ただし、（２）の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 |
| １１．大口定期貯金中途解約時の取扱い | ・大口定期貯金を満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。<br>（１）預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合<br>次のＡ、ＢおよびＣ（Ｃの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、もっとも低い利率とします。<br>Ａ　解約日における普通貯金の利率 |

| | |
|---|---|
| | Ｂ　約定利率－約定利率×30％<br>Ｃ　約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）<br>預入日数<br>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当ＪＡ所定の利率とします。<br>（２）預入日の６か月後の応当日以降に解約する場合<br>次のＡおよびＢの算式により計算した利率（Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率とします。<br>Ａ　約定利率－約定利率×30％<br>Ｂ　約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）<br>預入日数 |
| １２．貯金保険制度（公的制度） | ・保護対象<br>当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち，「無利息，要求払い，決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ，元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| １３．苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ・苦情処理措置<br>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支所または金融共済部金融業務課（電話：０７９－４２１－３７３８）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。<br>・紛争解決措置<br>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部金融業務課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。<br>兵庫県弁護士会（電話：０７８－３４１－８２２７）<br>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会<br>（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当ＪＡ金融共済部金融業務課またはＪＡバンク相談所にお問い合せください。）<br>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。<br>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。<br>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。<br>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。 |
| １４．その他参考となる事項 | ・年金受取開始となる誕生日以降に到来する満期時は非継続となります。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡ加古川南